

国籍はく奪条項違憲訴訟 @FUKUOKA



第3回期日
報告集会

2023年3月18日(土)
午前5時00分～(日本時間)
Zoomウェビナー

本日の内容

- ▶ 原告からのあいさつ
 - ▶ 今回の期日の内容 (05:05~05:35)
 - ▶ 訴訟外の動き (05:35~06:00)
 - ▶ 東京訴訟の控訴審判決を受けての動き
 - ▶ 京都発! 大阪訴訟
 - ▶ 学説、出版関係の動き
 - ▶ CALL4プロジェクト
 - ▶ その他
 - ▶ 質疑応答とディスカッション (06:05~)
- ☺ 休憩 ☺

1 原告からのあいさつ

2 今回の期日

前回までの福岡訴訟は

- ▶ 訴状に対する被告（国）の反論書面（準備書面 1）
- ▶ それに対する原告の書面（準備書面 1）と求釈明

そして今回は、

- ▶ 被告からの釈明としての証拠説明
- ▶ 被告の準備書面 1 に対する、原告の反論
- ▶ そして、原告本人と専門家証人の尋問の申請

被告に対する求釈明と被告の回答

- ▶ 被告に対する求釈明
- ▶ 「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」る。その出典を示されよ。
- ▶ 被告からの釈明としての証拠説明
- ▶ その後に続く文章の出典は
- ▶ 『パスポートとビザの知識（新版）』（春日哲吉、1994年）
- ▶ です。

なあんだ、そうだったのか！

「ヨシ！」

(仕事猫)

というわけにはいかないので、
さらに問いかけてみました。

▶ 原告代理人

「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」るの出典がないのなら、その部分は法務省なり国が独自に書いた、国の見解ということか？

▶ 国代理人

書面で主張しているのだからそのとおり

専門家証人とは

- ▶ 専門家に意見書を書いてもらい、その内容について、法廷で質問に答えるという形式で、説明してもらいます。
- ▶ 代理人、裁判官からの質問とそれに対する専門家からの回答を通して、問題のより深い理解につながる。
- ▶ そして、勝訴判決へつながる！

専門家証人

高佐 智美 教授

青山学院大学

- ▶ 「国際人権」 33号（2022年10月、国際人権法学会）

判例紹介

国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性

――国籍法11条1項違憲訴訟

- ▶ 意見書の提出も予定しています。
- ▶ 証人の採否は？！

専門家証人をめぐるやりとり

- ▶ 専門家証人について

被告「国際人権に掲載の論文が証拠として提出されている。尋問は不要と考える。」

- ▶ 裁判所「意見書が提出されるとのことなので、その内容を見て。次回期日で判断します。」

原告本人尋問をめぐるやりとり

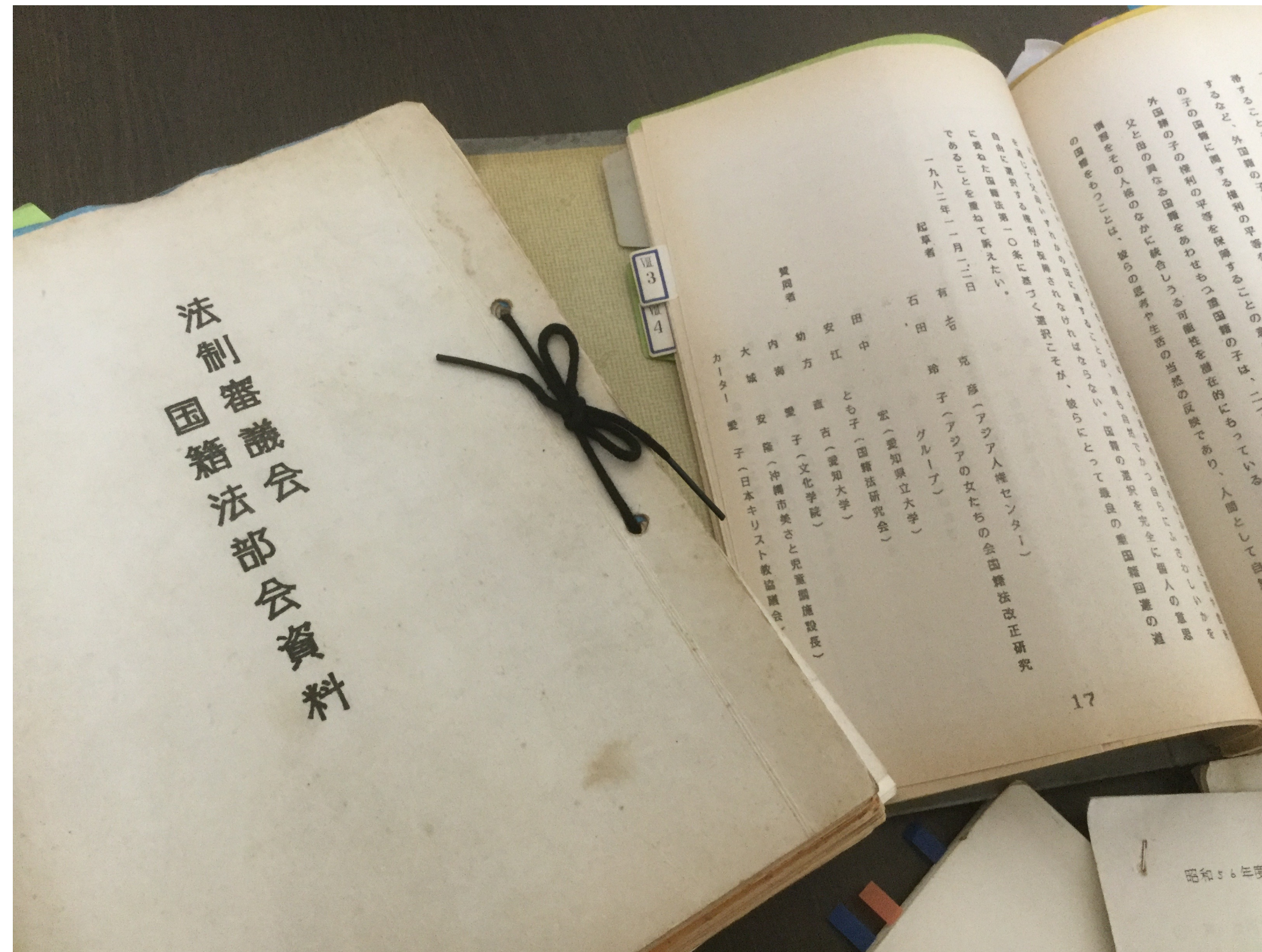
- ▶ 裁判長「尋問を実施しないとしても、原告本人の意見陳述の機会を短くても作ることを考えています。それでどうでしょうか。」
- ▶ 原告代理人「陳述書に書いていない事項も尋問では出てくる可能性もあり、ぜひ尋問を実施してほしい。」
- ▶ 裁判長「そういう事項があれば追加の陳述書を出してほしい。」
- ▶ 原告代理人「書面では伝わらないニュアンスや反対尋問、裁判官の尋問で見えてくることもあるので、ぜひ尋問を実施してほしい。」
- ▶ 裁判長「ご意見としてうかがっておきます。」

- ▶ 次回期日で決定します。

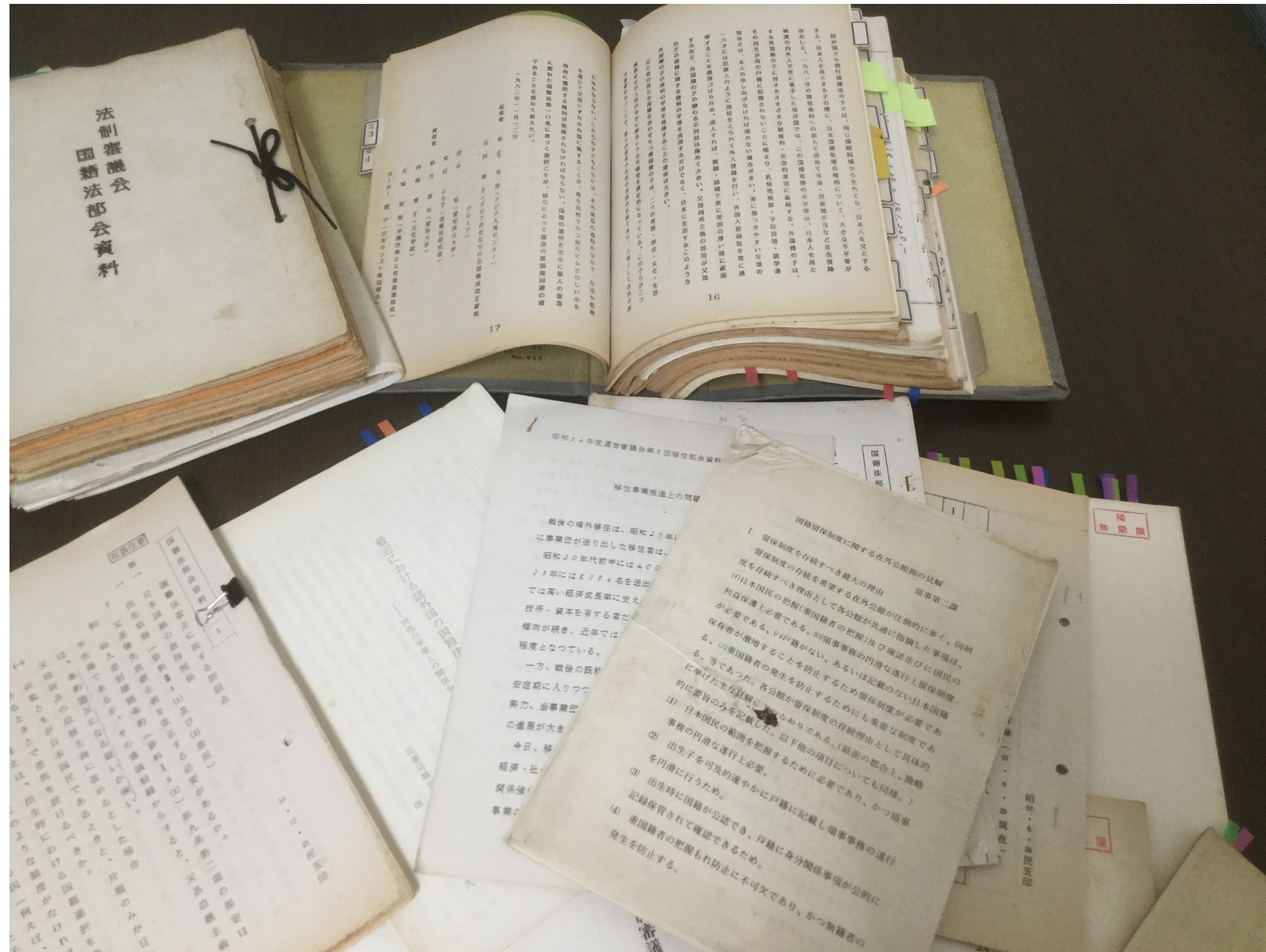
証拠 原本確認



証拠 原本確認



証拠 原本確認



今回提出した新文献

人権としての国籍の可能性 (2019)

館田晶子

立証趣旨

- ▶ ①国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されるという側面があり、国籍の保持によって当該国家の国民であると自他にアイデンティファイされることにより、その国民としてのアイデンティティが形成・強化されることが越境研究で指摘されていること。(108～109頁)

人権としての国籍の可能性 (2019)

館田晶子

立証趣旨

- ▶ ②国籍を有することで形成されるアイデンティティは個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪はすでに形成されたアイデンティティを毀損すること。(110～111頁)
- ▶ ③国籍に関するアイデンティティも、憲法13条を根拠とする人格権により保護されると解すべきこと。(111頁)

人権としての国籍の可能性 館田晶子 (2019年、「憲法の可能性」所収)

立証趣旨

- ▶ ④国籍自由の原則は、国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請し、この要請も憲法13条を根拠に導かれること。(111頁)
- ▶ ⑤国籍の変動に関して、憲法22条2項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるというのがベースラインとなるべきと解されること。(111～112頁)

国籍離脱の自由の規範内容と複数国籍の合理性 (2022年、「複数国籍 日本社会・制度的課題 と世界の動向」所収) 近藤敦

- ▶ ご存知、近藤敦先生の、東京訴訟控訴審に提出した意見書をアップデートした最新版！
- ▶ 複数国籍に関する社会意識——「複数の国籍を保持することに関する調査」の基礎分析から（佐々木てる、人見泰弘）

東京地裁判決の判例評釈

- ▶ 重国籍を認めない規定の合憲性 江島晶子
- ▶ 重国籍を認めない規定の合憲性 国友明彦

(令和3年度 重要判例解説から)

重国籍を認めない規定の合憲性 江島晶子

「国籍法11条1項の合憲性——重国籍防止解消との関係」について

「立法事実の検証を含め再検討すべき時を迎えている」

「憲法と国際法」について

「自己の志望による外国国籍の取得が、従来の国籍を放棄する意思を有していたとするのは、ある時点の社会を前提として採用された擬制」であり、「人の国際的移動や国際結婚の増加を踏まえると、この擬制の妥当性は人権の観点から再検討が必要である」（毛利透）として、「20世紀初期では国籍法の抵触解消にもっぱら関心があった国際法は、現在、人権という観点から国籍に対峙しており、これと憲法との再調整が望ましい」

重国籍を認めない規定の合憲性 国友明彦

- ▶ 「UNHCRの国籍の喪失・剥奪に関する第5ガイドライン」に照らして国籍法11条1項は「国籍を喪失させるという手段との関係で比例性、相当性を持たない」とした木棚文献などを紹介。
- ▶ そのうえで、この問題は「比例原則（憲法13条）違反の問題と考える。結論的には木棚説におおむね賛成である。」。
- ▶ さらに「重国籍の防止という立法目的はおよそ合理的でないと言えないとしても、一般的には日本と人格的なつながりを有している者の日本国籍を喪失させることを相当とするほどのものではない。」
- ▶ 「重国籍の弊害の発生する具体的な危険性があるとしても国籍選択制度の運用で対処できよう。」

「判例紹介 国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性——国籍法11条1項違憲訴訟」

高佐智美

- ▶ 「国際人権」33号 (2022年10月、国際人権法学会)

「判例紹介 国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性——国籍法11条1項違憲訴訟」

高佐智美

- ①外国籍の取得をもって自動的な日本国籍の喪失を定める国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項違反といえる。
- ②複数国籍の防止という立法目的は今日においてはすでに合理性は失われたと解するのが適切である。
- ③国籍の得喪にあたり個人の自由意志を尊重する国籍自由の原則からすれば、本人の意思確認を必要としない自動的な日本国籍喪失は国際人権法違反といえる。
- ④事後的な国籍選択制度や例外措置を設けることが法技術的に可能であるにもかかわらず、それを行わず、場当たりの国籍剥奪を認めている国籍法11条1項は、合理的な理由のない差別である。
- ⑤国籍法11条1項は一刻も早い法改正が行われるべきである。

「判例紹介 国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性——国籍法11条1項違憲訴訟」

高佐智美

場当たりのな国籍剥奪の例

2014年にノーベル賞を受賞した中村修二氏

2005年に米国籍を取得していたことがノーベル賞受賞をきっかけに明らかになり、その結果、パスポートの更新が認められず取り上げられることになった。

日本国憲法〔第4版〕 (2022年)

松井茂記

立証趣旨

松井教授の新刊が、

- ▶ ①憲法10条を正式に権利規定と認め、国籍を取得し、保持し、自らの子どもに国籍を伝える権利をその保護に含めたこと（つまり憲法10条を市民権保障規定と認めたこと）。（3頁）

日本国憲法〔第4版〕 (2022年)

松井茂記

立証趣旨

松井教授の新刊が、

- ▶ ②東京訴訟の第一審判決を紹介したうえで、「国籍を保持する権利は最も基本的な国民の権利であり、二重国籍が既に多くの国で認められている現在、二重国籍を否定しなければならないやむを得ない利益があるとは思われない」と論じ、国籍法11条1項は「憲法10条に違反し違憲無効だと考えるべきであろう。」と論じたこと。(129頁)

日本国憲法〔第4版〕 (2022年)

松井茂記

立証趣旨

松井教授の新刊が、

- ▶ ③ 「日本という政治共同体のすべての構成員は、日本国民としての地位を保障されている。これが市民権である。憲法10条は、このような市民権を全ての日本国民に保障していると解されるべきである」
(343頁) とし、

日本国憲法〔第4版〕 (2022年)

松井茂記

「日本国民はその日本国籍を不当に剥奪されない権利を有している。日本国民から日本国籍を剥奪する場合には、やむにやまれない利益のための不可欠な手段であることの証明を必要とする厳格審査が適用されるべきである。二重国籍を否定し、外国の国籍を取得した場合に日本国籍を否定することは、明らかに違憲と考えられる。」と論じたこと。(344頁)

日本国憲法〔第4版〕（2022年）

松井茂記

「日本国民はその日本国籍を不当に剥奪されない権利を有している。日本国民から日本国籍を剥奪する場合には、やむにやまれない利益のための不可欠な手段であることの証明を必要とする厳格審査が適用されるべきである。二重国籍を否定し、外国の国籍を取得した場合に日本国籍を否定することは、明らかに違憲と考えられる。」と論じたこと。（344頁）

爺が孫に伝えた年頭のことば
（「法の支配」第205号巻頭言）

山浦善樹

国際結婚を考える会の[サイト](#)で公開中！

これから提出する新文献

「『国籍唯一の原則』の再検討」
(2023年3月、「世界諸地域における社会的課題
と制度改革」所収) 菅原 真



「『国籍唯一の原則』の再検討」 (2023年3月、「世界諸地域における社会的課題 と制度改革」所収) 菅原 真

- ▶ 2008年 国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- ▶ 衆議院 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
4 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
- ▶ 参議院 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
5 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起こり得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
- ▶ MACIMIDEのデータセットの分析
- ▶ ヴィンク教授らの視点と分析
- ▶ 日本政府の主張の検討
- ▶ モルドバのケースについてのヨーロッパ人権裁判所の判例

「『国籍唯一の原則』の再検討」 (2023年3月、「世界諸地域における社会的課題 と制度改革」所収) 菅原 真

- ▶ 「重国籍の容認論の多くは、重国籍者の増大という現実が出発点となっている。例えば、金子宗徳は、「経済のグローバル化を背景として、国境を越えたヒトの移動がますます活発になることが予想される。その上、(…)現実問題として重国籍をなくすことは困難だ。諸外国において重国籍者を許容する動きがみられることも鑑みて、現状を追認する形で国籍法を改正すべきであろう。」と論じている。

「『国籍唯一の原則』の再検討」 (2023年3月、「世界諸地域における社会的課題 と制度改革」所収) 菅原 真

▶ かつて国籍法の合憲性が争われた「シャピロ・華子事件」の第一審判決は、「憲法10条の(…)規定は、国籍の得喪についていかなる基準も法律で自由に定めることができるとしているものではなく、国籍の得喪に関する事項が憲法事項であるとの前提に立つたうえで、その内容の具体化を法律に委任したものであり、右立法による具体化にあたっては、憲法の各条項及びそれらを支える基本原理に従いこれと調和するように定めるべきことを要求しているものと理解すべきである。」と判示していた。

▶ シャピロ・エステル・華子事件

親の国籍を継承する権利

「『国籍唯一の原則』の再検討」 (2023年3月、「世界諸地域における社会的課題 と制度改革」所収) 菅原 真

- ▶ この問題の重要な論点の一つは、国籍法の憲法的統制である。時間の経過とともに世界の多くの国々が重国籍を容認する法制になっている現在、重国籍から生じる諸問題について諸外国ではどのような対応をしているのかを一つひとつ検証し、憲法22条2項の解釈として導き出される「国籍を離脱しない権利」の意義を再確認したうえで、自己の意思に反する日本国籍の剥奪の不合理性を承認することが求められていると考える。

国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相

武田里子編

- ▶ 国籍法11条1項をめぐる体験談集
- ▶ 国際結婚を考える会が実施したアンケート結果の集計と分析
- ▶ 東京訴訟弁護団アンケート結果の集計と分析

国際人権法と憲法（明石書店、近日刊行予定）
近藤 敦

▶ 次回期日

2023年5月24日（水）13時30分から（日本時間）

訴状に対する国の反論（論拠の特徴）

- ▶ 1 東京訴訟の第1審判決を論拠として各所で用いている。
- ▶ 2 平成27年最高裁判決（国籍留保に関する事案）とその調査官解説を論拠として各所で用いている。
- ▶ 3 「国籍は犠牲社会の成員たる資格」であるなどと述べる法務官僚（平賀書簡事件の平賀健太）の「国籍法 上巻」（1950年）を引用し、「永久の服従義務」が「国籍の本質的属性」であると主張している。（65～66頁）

訴状に対する国の反論（主張の特徴1）

東京訴訟での国の主張の焼き直しが各所でみられる。

たとえばこんな焼き直し

- ▶ 複数国籍は「主権国家の考え方とは本質的に相容れない」（54頁）、「主権の考え方とは根本的に相容れない」（82頁）
- ▶ 中国は複数国籍を禁止している、韓国も複数国籍を制限しようとしている。（54頁）
- ▶ 「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」ている。（67頁）
- ▶ 「国益という観点からみた国籍の存在意義」（68～69頁）

反論

- ▶ 世界の76%の国は？
- ▶ 中国と日本は国家制度が全く異なる。韓国と日本も置かれた国際情勢が全く異なる。
- ▶ ???
- ▶ 「国益」って何？

訴状に対する国の反論（主張の特徴 2 - 1）

国籍法 1 1 条 1 項の性質について

- ▶ 「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものである。」（59頁）

国籍法 1 1 条 1 項は、
日本国籍を本人の意思に反してでも奪う規定ではない。
本人の選択により喪失させるだけ。

という主張

訴状に対する国の反論（主張の特徴2-2）

国籍法11条1項の性質について

- ▶ 「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量を下敷きにして定められた国籍制度を前提とした利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は限定的というほかない。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるので、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。」（76頁）

←（国際）婚姻にも自己決定が存在し、出生にも保護者（国籍喪失手続の法定代理人となる）となる者の自己決定が存在する。しかし、それらの自己決定はなかったとして国籍選択制度の対象にしている。矛盾しないか？

訴状に対する国の反論（主張の特徴3）

憲法の基本原理を軽視。

国籍法、そして複数国籍の弊害のおそれの防止を重視、優先。

「国民主権原理や基本的人権尊重原理等が憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが、原告の主張は、自己の志望により外国国籍を取得し、当該外国国籍に加えて日本国籍をも保持することによって、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位や基本的人権の享有主体たる地位を保持することを認めるべきであるというものである、このような二重国籍の解消の場面において、国民主権原理や基本的人権尊重原理の重要性を理由に、二つの国籍国での利益を保持することを最優先しなければならないような厳格な違憲審査が求められるなどとはいえない。」（77頁）

訴状に対する国の反論（主張の特徴4-1）

海外居住者の不利益を軽視。

居住国の国籍はなくても生活に問題なし。

「外国に移住した者、あるいは、家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えた者は必ず、外国国籍の取得が必要であるから国籍法1条1項の適用を受けざるを得ないかのような原告の主張は誤りである。近時、多くの国では、外国人に対して法律上の保護を与える必要があるとして、一定の制限はあるものの、広範な権利の享有を認めるようになってきている（乙第1号証・17ページ）。国家は、外国人が日常生活を営むのに必要な権利能力や行為能力、裁判の当事者能力は認めなければならず（自由権規約16条参照）、移動・居住の自由、表現・思想・信教の自由は、国の安全等に必要な場合を除いて、原則的に制限することはできない（自由権規約12条、18条、19条）とされている（乙第29号証・422ページ）。」

（119頁）

訴状に対する国の反論（主張の特徴4-2）

海外居住者の不利益を軽視。

居住国の国籍はなくても生活に問題なし。

- ▶ 海外で暮らす人の現実を見ようとしなない。在留期限や就労制限など。
- ▶ 海外で暮らしたり活躍したりすることを望む日本国民の足を引っ張るのに躍起。
- ▶ 自分とは異なる状況に置かれている人、異なる生き方を歩もうとする人たちを切り捨てることに、尽力している。

訴状に対する国の反論（主張の特徴5）

いろいろな主張（1）

- ▶ 国籍法11条1項により日本国籍を喪失し、かつ外国で居住する者に国籍喪失届の届出義務がないことを認める。
（17頁）

『実務戸籍法 改訂版』

（法務省民事局法務研究会編、1990年）225ページ

国籍喪失届の届出人について

「国籍喪失者本人については、外国人であるから届出義務は国内に在住する場合にのみ課せられるが、国外にある本人からの届出をさまたげない。」

訴状に対する国の反論（主張の特徴6）

いろいろな主張（2）

- ▶ 国籍法11条1項に係る必要な周知は行なっている。
(20頁)

なお、「義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりすることはなかったことは認め」
る。

(48頁)

訴状に対する国の反論（主張の特徴7）

いろいろな主張（3）

- ▶ 「（エ）日本国籍剥奪はアイデンティティに関する自己決定権の侵害」について」争う。（36頁）
- ▶ 「一般論として、日本国民にとって日本国籍が重要であることは認める。」（36頁）
- ▶ 「アイデンティティ」というものは極めて曖昧な概念であって、憲法上の権利として保護に値するような利益とは言い難い。（78頁）

訴状に対する国の反論（主張の特徴 8）

いろいろな主張（4）

- ▶ 「外国国籍に加えて、日本国籍を保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解し難い。」（93頁）
- ▶ 「外交保護権の衝突のおそれは重国籍の発生による弊害の一つであり、飽くまでもそのような弊害を回避するために国籍法11条1項により重国籍の発生を防止しているのであるから」、被告である国・日本政府が「自国民の保護を免れるために国籍法11条1項により重国籍の発生を防止しているかのような原告の主張は、明らかに誤りである。」（87頁）
- ▶ 「原告が主張する「日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する」との批判は当たらない。」（102頁）

訴状に対する国の反論（主張の特徴9）

いろいろな主張（5）

- ▶ 「原告が主張する「日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する」との批判は当たらない。」（102頁）

- ▶ 訴状の下記部分に対する反論です。

「このように、ある行為が「志望取得」に当たるかどうかを正確に判断すること、正しい判断を維持しつづけることは、被告にとってすら困難なのである。そのため、志望取得、当然取得、生来取得の区分で取扱いに差を設けると、区分が間違えられるおそれという不安定性と、区分が間違えられた場合の不利益とが、外国法の知識が被告に比べて圧倒的に乏しい個々の国民に押し付けられることになる。

これは、国籍法11条1項が日本国籍喪失の要件を外国の国籍法にかからしめるものであるがゆえに生じる問題である。先述のとおり梅謙次郎は「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ」「全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外国ノ法律ノ奴隷ニ為ラナケレハナラヌ」と指摘したが（[甲22](#)（42頁））、複数国籍の発生防止を徹底する国籍法11条1項は、日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する条項だということができる。」

閑話休題

▶ 「裁判所の外堀を埋める！」

▶ 弁護士の肖像 弁護士 井戸謙一（志賀原発運転差止判決）

「こういう判決を出した後の社会的反響は大きく、推進派から攻撃されることも容易に想像がつきます。その時、どこに出しても恥ずかしくない、確かな事実認定と正しい論理に基づいた判決でなければ耐えられない。その確信が持てる判決を書き上げるまでには、布団のなかで考えていると全身が汗でびっしょりになる日もありました。それでも、決して自分を偽らないという思いがあればブレることはありません。」

「裁判官を味方につけて、支える！」

福岡, 東京, そして全世界から！

3 訴訟外の動き

3 訴訟外の動き

- ▶ 東京訴訟の控訴審判決
1勝1敗で、最高裁へ！
- ▶ 「京都発！ 大阪訴訟」 さらに別件訴訟も？
- ▶ CALL4 プロジェクト
- ▶ Youtubeチャンネル 『新時代の国籍を考える』
- ▶ 朝日新聞京都地方版コラム「司法Voice」（3月16日朝刊）
- ▶ 某Youtubeチャンネルの取材（昨日完了！）
- ▶ 月末の記者会見（予定）

などなど

朝日新聞京都版 2023年3月16日（朝刊）

▶ 在外邦人苦しめる国籍法

休憩（日本時間 06時10分再開）



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

4 質疑応答とディスカッション

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

5 質疑応答とディスカッション

- ▶ 「裁判所の外堀を埋める！」 「裁判官を味方につけて支える！」
福岡, 東京, そして全世界から！
- ▶ インターネットでの動画配信や、TikTok、Instagram、ツイッターなどでの発信
- ▶ どこかに企画を持っていってみる
- ▶ 友人・知人に話題を振ってみる
- ▶ 勉強会の開催
- ▶ 新聞、雑誌への投稿
- ▶ 地元の政治家に伝えてみる 選挙前がチャンス？
- ▶ 友人のツテとツテをたどって海外で活躍している有名人に意見を求める

次回期日

2023年5月24日（水）

13時30分



引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク
<http://yumejitsu.net/>

CALL 4 間もなく開始（予定）！